

日 時 平成27年11月7日（土）19:00～20:00

場 所 志津南市民センター多目的室

出席者 （会長）中原 （副会長）平田、小林、小野

（町内会長）山元、北岡、守本、藤原(忍)、定塚、廣嶋、吉、上坂

保坂、藤原(淳)、和田

（グループ代表）舟木、斎藤、藤本 （事務局）妹尾 （市民センター）一浦 <敬称略>

1.報告・連絡事項

(1) 会長から

①「草津市平和祈念のつどい」への参加について

昨年度までは平和祈念戦没者追悼式を学区単位、あるいは町内会、自治会単位で実施していたが、今年度からは市として一括して行うことになった。また、平和講演については、学区の社会福祉協議会を中心に実施されていたが、これも市で一括して行われることとなった。11月28日(土)に実施され、第一部の戦没者追悼式典は10時30分から正午まで、第二部の平和祈念講演は13時30分から16時30分までとなっている。志津南学区まちづくり協議会から3名程度の参加を依頼されており、理事の中から参加希望者を募りたい。学区社会福祉協議会にも同様の案内があり、社協の中で3名が第二部に参加することになっている。

志津南学区まちづくり協議会からは中原、平田、小林、山元の4名が参加することとなった。

②「草津市総合防災訓練」の参加要領について

11月15日(日)に渋川小学校体育館で行われる防災訓練について、前回の理事会で各町内会、自治会で最低1名の参加をお願いし、報告いただいた結果、各1名計13名が参加していただけることになっている。参加要領が届いたので、参加者にお渡ししたい。駐車場に限りがあることから、出来るだけ乗り合わせて参加いただきたい。

この学区の避難場所については若草・岡本西地区が志津南小学校、追分南町内会が高穂中学校、かがやきの丘町内会、コージーガーデン自治会、追分鴨田町内会が玉川高校と3か所に分かれており、班分けも同様に3か所に分かれて、それぞれの班で訓練をしていただくことになる。

③平成28年1月の会議日程について

理事会は毎月第1土曜日に実施しているが、第1土曜日が1月2日となることから、第2土曜日の1月9日に行う。各委員会が第2土曜日、各町内役員会が第3土曜日に実施されていることが多いと思うが、それぞれ1週間繰り下げて開催していただきたい。

(2) 各町内会・各グループ・事務局から

①地域福祉グループ（社会福祉協議会）

・地域福祉セミナーへの参加について

まちづくり協議会の地域福祉活動として年間行事に挙げている地域福祉セミナーを市民センター大会議室において、平成28年1月24日(日)、31日(日)いずれも10時から11時30分を実施する。地域福祉の土壌を作っていくためのものであり、参加対象者については、1回目(1月24日)は平成27年度町内会役員及び希望者、2回目(1月31日)は平成28年度町内会役員予定者及び希望者としているが、町内会の見守り役として、町内会長・社会福祉委員・班長を中心とし、福祉活動を継続して行っていただきたいので新役員についても同様とする。予定されている日時に参加できない場合、違う日程に参加していただいても構わない。定員については大会議室の定員(120名)に準じ、各町内会の班の数に応じた人数とする。町内会長、社会福祉委員はぜひ出席いただきたい。各町内会長は、出席人数を平成28年1月9日(土)までに、まち協事務局に報告をお願いしたい。ポスターを12月には福祉委員を通じて配付するので、掲示していただきたい。

②暮らし安心グループ（環境美化委員会）

・11月29日(日)の一斉清掃について

従来は道路課で5か所、公園緑地課で22か所の合計27か所をごみの回収場所としていたが、コスト削減により回収場所を減らすことになった。町内会によっては不便をおかけするが協力いただきたい。場所は来週の環境美化委員会で委員にお知らせする。

③追分南町内会

11月8日(日)10時から追分町会館において第31回文化祭を実施する。駐車場は追分町グラウンドで、模擬店等もあるので時間があれば見に来ていただき、参考にしてもらえたらと思う。

2.審議事項

(1) コピー代・用紙代および印刷費の負担先について

- ①町内会については平成 27 年度からコピー代・用紙代を負担し、平成 28 年度からは印刷費も負担いただくことになっている。町内会別のコピー代・印刷代金額(4月～9月実績)を参考に、来年度からコピー代に加えて印刷代についても予算計上をしていただきたい。印刷代のマスターとは原稿を製版する作業のことで、マスターは 1 枚 100 円、印刷は 1 枚 1 円 (用紙代 0.5 円およびインク代 0.5 円) が必要となる。
- ②各種団体のコピー代・用紙代・印刷費については、平成 27 年度まで事務局運営費に含まれており、各種団体の活動費には直接経費のみ計上している状況である。会計処理上、活動費の間接経費として計上するのが本来の姿であることから、平成 28 年度からは各種団体の活動費の間接経費としてコピー代・用紙代・印刷費を負担することとしたい。
- ③コピー機の設定は現在モノクロのみで、1 枚 4.0 円 (用紙代を含む) であるが、カラーの設定をすると 1 枚 27 円 (用紙代を含む) となり、モノクロの約 7 倍の金額となる。コピー代を完全に利用者負担とすることを機に、平成 28 年度からカラーコピーの設定も可能とする。

【藤原(忍)】印刷機で両面印刷するとマスター 2 枚分でカウントすることになるのか。印刷機の方は団体のカードがないが、管理はどのようにするのか。

【中原】マスター 2 枚で 200 円という計算になる。モノクロコピーが 1 枚 4 円であるが、枚数が多くなると、印刷をした方が割安になる。印刷機を利用する場合もコピー機と同様にノートに記載することにより申告いただきたい。

【斎藤】カウンターを設置する予定はないのか。

【中原】印刷機はカウンターの設置はしない。

【小林】追分南町内会でも印刷機を設置しているが、メーカーの方からマスター 1 回につき 100 円をもらうようにと言われている。トナーの交換も頻繁に行うので、経費はかかっており、負担は妥当だと思う。

【斎藤】地域協働合校では、小学生に配布するチラシを印刷するのだが、団体で用意した色上質紙を持ち込んでいる。

【中原】ノートの備考欄に用紙持ち込みと記入いただければ、印刷 1 円のうち用紙代 0.5 円を差し引いて請求することになる。

【結論】各種団体においては、平成 28 年度からコピー代、印刷代を負担することとする。活動費の予算に計上して申請していただきたい。

(2) まち協会費の精算について

まち協会費について、会則第 20 条第 2 項に「町内会等は、4 月と 10 月に半年分の会費を納めるものとする。ただし、半期中途で転出・転入がある場合は、その期末に精算するものとし、転出・転入の月の分は徴収しない。」と規定されている。期末精算については、事務手続きの煩雑さに比べ、その金額は非常に少なく、平成 27 年度上半期会費精算実績 (4 月～9 月) によれば、精算が生じたのは 4 町内会のみである。まち協事務局および町内会の会計担当者の事務手続きも大変であることから、期末精算を廃止し、「4 月 1 日現在の戸数および 10 月 1 日現在の戸数に応じて、4 月と 10 月に各半年分の会費を納めるものとする。」としたい。

【斎藤】各町内会では転出者に返金されているのか。

【平田】町内会ごとの取り決めにより対処している。

【小野】まち協会費の精算は個人との精算ではなく、町内会とまち協とのやり取りである。過去に町内会は個人に返金しているのに、まち協からの返金がないという意見があったが、わずかな金額で必要ないと思う。事務手続きが面倒なだけではないか。

【小林】まち協事務局の手間を考えたら、会費の精算は廃止すればよいと思う。

【結論】まち協会費の精算については廃止する。来年 4 月の総会時に、会則改正案を付議する。

以上